腕時計保証サービス規程
（腕時計修理サービス）

株式会社ワランティマート（以下「当社」という。）は、保証加入者証の情報に記録されている製品（以下「本製品」という。）につき、保証サービス期間（第２条に定める期間をいう。）中に故障が発生した場合、メーカー保証書に準じた内容及び以下の条項に基づく腕時計保証サービス（以下「保証サービス」という。）を提供する。また、修理に要する往復の送料は保証サービス加入者（以下「加入者」という。）が負担するものとする。

第 1 条（保証サービス開始）

1　当社は、保証料の受領後、遅滞なく、保証加入者証を書面又は電磁的方法により発行する。

2　保証サービスは、本製品の購入店における初期不良対応（返品・交換等）期間が終了する日（メーカー保証期間が残存している場合においては、それが終了する日）の翌日から開始する。

第２条（保証サービス期間）

保証サービスが効力を有する期間は、前条第２項で定める日に始まり、保証加入者証に記載された保証期限の日に終了する（以下、この期間を「保証サービス期間」という。）。また、１回の修理価格が保証加入者証に記載の修理上限金額を超過する場合については、第６条に定めるとおりとする。なお、本製品の購入店における初期不良対応期間又はメーカー保証期間内に初期不良等でメーカー又は購入店より代替品が提供された場合でも、保証サービス期間は変更されないものとする。

第３条（保証サービス依頼）

保証サービス期間中に、本製品の取扱説明書の注意書きに従った正常な使用状態で本製品に故障が生じた場合、加入者はコールセンター（保証加入者証発行時に案内）に修理を依頼することができるものとする。

第４条（報告義務）

加入者は次の場合は、速やかにコールセンターに連絡しなければならない。

(1) 保証サービス期間終了前に、氏名または連絡先（電話番号・住所・メールアドレス）に変更があった場合。

(2) 本製品に対する代替品がメーカー又は購入店より提供された場合。

前各項に関して連絡が為されない場合、保証サービス期間内であっても、保証サービスの対象とならない場合がある。

第５条（修理）

本製品の修理は、原則としてメーカー及び輸入代理店が供給する純正部品を使用して行うが、部品供給の停止その他の理由により必要とする部品入手が困難な場合には代替部品を使用して行うものとする。なお、本商品から取り外した故障部品については、修理の際に、当社がその所有権を取得し、回収するものとする。

第６条（代替品）

1　保証サービスによる１回の修理見積価格が保証加入者証に記載の修理上限金額を超過する場合や、修理が不可能な場合（純正部品及び代替部品ともに部品供給不可等）は、保証加入者証に記載の修理上限金額を上限とした代替品の提供を行うものとする。(※) また、保証加入者証に記載の修理上限金額を超過する場合であっても、加入者は当該超過修理金額を負担することで修理を行うこともできるものとする。

2　前項により代替品の提供が行われた場合、延長保証サービスは終了するものとする。なお、保証サービスの保証料の返金は行わない。

（※）購入店によっては、代替品の指定、または修理上限金額を超過する金額を支払うことにより
修理上限金額を超える代替品を指定することも可能ですので、本製品の購入店までご確認ください。

第７条（保証サービスの対象外となる事由）

次の場合は保証サービス期間中であっても保証サービスの対象外とする。

(1) 購入店舗ないし当社以外で修理を依頼された場合。

(2) 本保証 ID の情報と連絡先及び修理依頼製品に相違がある場合。

(3) 本製品を譲渡または販売し、名義及び使用人が変更になった場合。

(4) 時間の差異が基準内（機械式においては、日差±40 秒。クオーツ式においては、月差±30 秒。）の場合においての本製品の部品交換を伴わない調整及び手直し修理（清掃、リカバリー、設定等で完了する場合）並びに具体的な故障の症状が見られない場合の調整及び分解清掃。

(5) 電池等の消耗品の交換である場合。

(6) 電池切れ、電圧低下により生じた時間の差異。
(7) 本製品の機能及び使用の際に影響の無い損害や通常使用に支障の無い部分で経年劣化の範囲に該当するもの（ケース・ベゼル・ボタン・ブレスレット・クラスプ・風防・サファイアクリスタルガラス・リューズ・プッシュボタン・文字盤・デイトダイヤル・デイダイヤル・ムーンダイヤル・時針・分針・秒針・その他針・飾りネジ・装飾品等の外観上の変色・傷・汚れ等）。
(8) 直接的、間接的に関わらず、次に上げる事由によって生じた本製品の故障または損傷。
① 不適切な使用等の要因（落下、衝撃、帯磁、薬品、水濡れ、水入り、電池漏洩等）または管理の不備によって生じた本製品の故障、傷、錆、カビ等。
② 使用上の誤り（取扱説明書記載以外の使用）、維持・管理の不備または改造。
③ 火災・落雷・爆発または外部からの物体の落下・飛来・衝突もしくは倒壊等の偶然かつ外来の事由。
④ 地震・津波・噴火・地殻変動・地盤沈下・水害・風害・その他天災ならびにガス害・塩害・公害及び異常電圧。
⑤ 盗難、置き忘れまたは紛失による場合。
⑥ 核燃料物質（使用済燃料を含む。以下も同様）若しくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂成物を含む）の放射性や爆発性、その他の有害な特性またはこれらの特性による事故。
⑦ 戦争・外国の武力行使・革命・政権奪取・内乱・武装反乱・その他類似の事変又は暴動（群衆または多数の者の集団によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態）。
(9) 本製品のメーカーがリコール宣言を行った後のリコールの原因となった部位にかかる本製品の修理。
(10) 修理のご依頼が、保証サービス期間の末日後になされた場合。
(11) 海外修理が必要となる場合。
(12) 本製品を日本国外に持ち出された場合の日本国外からの修理依頼。
(13) 本製品の修理を依頼された際、故障内容が再現しない場合、または本保証の対象外の原因による故障であることが判明した場合の修理技術費用、部品代金、出張費用、物流費用、修理見積費用及び諸経費。

第８条（間接損害）

次の損害等については保証サービスの対象とならないものとする。
(1) 本製品の故障または損傷に起因して他財物に生じた故障、若しくは損傷等の損害。
(2) 本製品の故障または損傷に起因して、本製品、その他の財物が使用出来なかったことによって生じた損害。
(3) 本製品の故障または損傷に起因して生じた身体障害（障害に起因する死亡及び怪我を含む）。

第９条（解約）

加入者は、延長保証サービスを解約することができる。解約の申出は、コールセンターに連絡のうえ当社所定の手続きによるものとし、当社は、下表に基づき解約の時期に応じて返金を行うものとする。但し、解約の申出の際すでに修理が行われているもの（修理依頼中のものを含む。）については、返金を行わないものとする。また、本商品の売買契約の解除に伴い延長保証サービスも解除する場合については、加入者は、本商品の購入店に連絡することにより、購入店から全額返金を行うものとする。

【解約時の返金額】

区分	購入日から 1 年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超
新品 5 年保証	3%	2.25%	1.5%	0.75%	0% (返金なし)
中古 3 年保証	3%	1.5%	0%（返金なし）	―	―

※ 製品購入金額（税込）に適用すべき返金率を乗じた金額（円未満切り捨て）から振込手数料を差引いた金額を、指定の銀行口座に振込むことにより返金を行うものとする。

第 10 条（製造物責任）

当社は本製品のメーカー、販売者、輸入者、加工業者ではなく、販売者の加入者に対して保証サービス業務を請け負う企業であり、製造物責任法第 3 条の責を負うものではない。

第 11 条（見解相違の場合）

故障及び損害の認定などについて、当社と加入者等の間で見解の相違が生じた場合、当社は中立的な第三者の意見を求める事ができる。

延長保証サービス代行会社：株式会社ワランティマート
コールセンター TEL: 0800-222-5500
E-Mail: info@warranty.co.jp